

2023年11月28日放送

母子健康手帳の改訂と母子保健情報のICT化

埼玉県立小児医療センター
病院長 岡 明

母子健康手帳の制度の変遷

母子健康手帳は、昭和17年の妊産婦手帳に始まり約80年の歴史があります。母子保健の個人記録として、また最も身近な母子の健康ハンドブックとして広く使用されてきています。1965年からは母子保健法に基づく母子健康手帳となり、約10年ごとに保健医療福祉制度の変化や、乳幼児身体発育曲線の改訂を反映した改訂を行ってきました。今回2023年4月に11年ぶりの改訂が行われましたが、この改訂にあたっては検討会が開催され、今後のデジタル化に向けた取り組みも含めた議論が行われました。その検討会に参加する機会をいただきましたので、その際議論になった点なども含め今回の改訂や今後の手帳の在り方、特に国として取り組んでいけるデジタル化の展望などについてご説明をしたいと思います。

母子健康手帳の制度の変遷
(2022年5月27日第1回 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会
中島正夫先生提出資料をもとに作成)

年	内容
1942年5月 - 1945年	乳幼児体力手帳制度（乳幼児の体力検査、保健指導結果、予防接種の記録等）
1942年7月 - 1947年	妊産婦手帳制度（妊娠届出で手帳交付、妊産婦及び乳児（初めての体力検査まで）の健診保健指導の記録）
1948年	母子手帳制度（児童福祉法施行：1952年度までは妊産育児に必要な物資の配給手帳としても利用）
1966年	母子健康手帳制度（母子保健法施行）
1976年	母子健康手帳様式の全面改訂（概ね現行様式に）
1992年	交付事務の市町村移譲、全国統一の省令様式と市町村の裁量の任意記載事項様式等変更

改訂ポイント

まず母子健康手帳の名称についてお話をします。実は自治体によっては母子健康手帳の代わりに、「親子健康手帳」といった名称を利用しているところがあります。その理由として、父親の育児参加が重要視されてきていることや、家族の形態にも多様性があり、例えば父子家庭や親と離れて育つ子どもにも配慮するなどの点があげられると思われます。そこで母子健康手帳以外の名称に切り替えてはという議論もあります。一方で、歴史的に見て妊産婦の記録と出生後の子ども

の健康記録が一体化した母子手帳が考案された背景として、妊娠期と乳幼児期が健康リスクの極めて高い時期であることや、妊娠期の妊産婦さんの健康状態は出生後の子どもの健康状態にも大きく影響することなど、母子の健康状態を一緒に記録することにはそれなりの合理性があるとも思われます。ただ、母子ということ母親の役割ばかりを強調するあまり、子どものことは母親の責任だとする様

な風潮に日本の場合にはなりがちです。女性の立場から、ぜひ「母子」という文言を変えてほしいという御意見もありました。今回の改訂の議論では、変える変えないのどちらかの主張に寄るといよりも、母子健康手帳という名称は慣れ親しんだものでぜひ残してほしいという声が事前の意見聴取の中でもありましたので、名称の変更は行われませんでした。その代わり、市町村が独自に名称を設定し、併記もできることを広く周知しましょうということになりました。また、親子の手帳としての充実を図るために、母親以外にも利用しやすい様に配慮をすることとしました。父親が書き込める欄が増やされており、例えば、妊娠期に父親や周囲の方の気持ちを記載できる欄を追加して、ご家族でこの手帳は利用できますよ、というメッセージとなっています。

今社会の中で「多様性」というのが一つのキーワードになっていると思いますが、この様に今回の改訂の中では多様性の視点が一つの大事なポイントであったと思います。細かい点ですが、例えば、お父さんお母さんについても、置き換えられるところでは「保護者」という文言を置き換える等、変更されています。

さて、もう一つの改訂のポイントとしては、現在、関心が高まっている産後の1~2か月という時期の母子保健を重視した点があげられます。妊産婦さんのメンタルヘルスの課題への対応、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業が広く行われる様になってきている。まず母子健康手帳の交付の際に、子育て世代包括支援センター等の窓口の担当者の連絡先を記入してからお渡しするなど、相談を促す工夫もされています。また、産後ケアサービス、あるいは子育て世代包括支援センター等の地域の子育てに関する相談機関への相談についても記録しやすくなり、支援者の間で情報共有がしやすくなりました。子どもについても、2週間、あるいは2か月といった健診の試みも行われてきております。そこで、2週間と2か月を記録する欄が追加されています。

今回の母子健康手帳改訂のポイント（1）

- ◆「母子健康手帳」の名称について
 - ・「親子健康手帳等」に変更してはどうかという意見
 - ・父親の育児参加や多様な家族への配慮の観点
 - ・「母子」を強調することで母親の役割のみが強調されてしまう
 - ・名称の変更はしなくても良いのではないかという意見
 - ・すでに名称が定着している
 - ・妊産婦と子どもの健康記録という特色
- ⇒「母子健康手帳」の名称は変更しない
 - 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を周知する
 - 父親等が書き込める欄が増やし利用の促進
 - 例 妊娠期に父親や周囲の方の気持ちを記載する欄の追加等
- ◆多様な家庭への配慮
 - ・お父さんお母さんについて、置き換えられるところでは「保護者」という文言に置き換える等

今回の母子健康手帳改訂のポイント（2）

- ◆「産後の1-2か月という時期の記載の充実」
 - ・産後ケアサービスや子育て世代包括支援センター等の地域の子育てに関する相談機関への相談の記録の充実
 - ・交付時に子育て世代包括支援センター等の窓口の担当者の連絡先を記入してから交付して相談を促す
 - ・生後2週間と2か月の時期に記録する欄を追加
- ◆学童思春期も含めた子どもたちの成長記録（任意様式）
 - ・学童期以降18歳までの記録欄の追加
 - ・乳幼児期以降の成長期を通じたPersonal Health Recordとして活用できる
- ◆母子保健情報をWeb上で提供して補完する
 - ・例 低出生体重児として生まれた子どものための成長曲線、外国語の母子健康手帳等

また、母子保健手帳は、乳幼児期だけではなく、学童思春期も含めた子どもたちの成長記録でもあります。個人の切れ目のない健康記録として使える様に、学童期以降 18 歳までの身長体重などの記録ができる欄が 2 ページ追加されました。ぜひ学校健診などでの数値を記録したり、ちょっとした病気やケガのメモして利用していただければ、成長期を通じた **Personal Health Record** として活用できるものと思います。

さて、私たち医療保健の立場からは盛り込みたい内容は実に多岐にわたります。しかし、提供する情報が過剰になってしまうと、受け手には大事な情報がかえって伝わらないということがあります。そこで、**Web** を活用した情報提供を今まで以上に積極的に利用し、母子健康手帳は今のハンディな形のままですが、一部の方に伝えたい情報などは、**Web** 上でしっかりと提供することになりました。例えば低出生体重児として生まれた子どものための成長曲線、外国語の母子健康手帳などは、健やか親子 21 の HP から **Web** で提供する体制になっております。こちらもぜひ利用していただければと思います。こうした国からの **Web** での様々な母子保健の情報発信は、ネット上に信頼性の低い情報が氾濫する中で、リファレンスとなるもので、今後さらに充実することが望まれます。

母子保健情報の DX 化

最後に、母子保健情報のデジタルトランスフォーメーション化、DX 化についてご説明します。すでに 2020 年 6 月からは、PHR、パーソナルヘルスレコードとして、乳幼児健診と妊婦健診等の母子保健情報の一部は、マイナンバーカードに紐づいたマイナポータルサイトで見るができる様になっています。また、2021 年以降、国として医療分野での DX 化を通じたサービスの効率化・質の向上の動きがあります。母子健康手帳を利用する若い年齢層の親御さんたちは、こうした ICT 化した情報にも親和性が高いですので、便利でセキュリティも高いとご思いただければ、積極的に利用していただけるものと思います。

今回の母子健康手帳の改訂では、母子健康手帳の中でマイナポータルで閲覧できる情報の拡充が検討されました。

例えば、妊産婦の妊娠中の経過や妊婦の健康状態や感染症検査の情報、産婦健診や産後ケア事業の情報及びエジンバラなどのアセスメントの実施に関する情報等が新たに追加されます。また新生児訪問指導、新生児スクリーニング、さらに乳幼児健診についても、今までは 3 回の健診のみの情報でした。今後、他の健診についても記載し、さらに精密健康診査や歯科健診の情報も含めることになり、乳幼児期の健康情報の記録が充実することになります。

母子保健情報のデジタルトランスフォーメーション化 (DX化) パーソナルヘルスレコードとしてマイナポータルをの活用の展開

- ◆ (現状) 乳幼児健診 (3回のみ) と妊婦健診等の母子保健情報の一部がマイナンバーカードに紐づいたマイナポータルサイトで閲覧可能
- ◆ (改訂) 母子健康手帳の情報の中でマイナポータルで閲覧できる情報の拡充
 - ・ 妊産婦：妊娠中の経過や健康状態、感染症検査の情報、産婦健診や産後ケア事業の情報、アセスメントの実施等
 - ・ 新生児訪問指導、新生児スクリーニング、乳幼児健診 (閲覧情報と可能な回数を増加)、精密健康診査や歯科健診の情報等
- ◆ DX化に向けた課題も多い
 - ・ 現在は医療機関から行政には紙の形で報告し、自治体職員がデジタル化。生じるタイムラグと自治体にかかる大きな負担が課題。
 - ・ 医療機関と行政が効率よく情報共有できるプラットフォームが必要。

しかし、制度としての解決しなければならない課題も多々あります。例えば、情報は速やかに市町村の母子保健の情報管理システムに反映され、マイナポータルにつながる必要があります。しかし、医療機関で行う健診の結果なども紙の形で市町村に報告されており、紙の情報から情報管理システムへのデータ移行の作業を、ほとんどの市町村では自治体職員が行っている現状があります。どうしてもタイムラグが生じます。今後、健診自体が電子化され、医療機関からはデジタル情報を市町村のシステムに報告できる仕組みが必要になってくるのではないかと思います。現在医療 DX の議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームの議論が行われていますが、こうしたもう少し大きな議論の中で、こうした問題が解決されることを期待しています。

今、母子健康手帳は過渡期を迎えている様に思います。我々の回りの ICT 化のスピードを見ると、電子化された母子健康手帳が子ども達の PHR として使用される、そんな日も遠くないのではないかと思います。それに伴い、慣れ親しんできた紙の母子健康手帳をどうするのかは、これからも議論されていくものと思います。私も自分の母子手帳を手にする郷愁を覚えずにはおられません。しかし、この紙の母子健康手帳を将来どうするかを決めるのは今の若い保護者の方たちと現場で母子保健を担当されている方々であろうと思いますので、ぜひ今後皆様にも関心を持っていただき一緒に考えていただければと思います。

「小児科診療 UP-to-DATE」

<https://www.radionikkei.jp/uptodate/>